

議案第十号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二量水器を使用しない水道の料金の項中「二六〇〇円」を「三五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。